

平成 28 年 1 1 月
北大阪労働基準監督署

労働災害防止緊急対策

1 現状・目的

平成 28 年の当署管内の労働災害による死亡者は、7 人（1 1 月 1 5 日現在）で、昨年の 3 人を大幅に上回り、発生状況をみると、業種別では、建設業 3 人、社会福祉施設 2 人、製造業・その他 2 人となっており、墜落・転落災害、交通事故、機械災害及び過重労働で亡くなっている

さらに、年末・年始は、労働災害が多発する傾向にあることから、緊急対策を実施して労働災害の防止を図るものである。

2 期間

平成 28 年 1 1 月 1 6 日から平成 29 年 1 月 3 1 日まで

3 目標

休業 4 日以上労働災害の減少を図るとともに、特に期間中の死亡災害を 0 とする。

4 重点対象業種

死亡災害発生業種及び災害多発業種のうち、以下を重点対象業種とする。

- ① 建設業
- ② 社会福祉施設
- ③ 製造業
- ④ 道路貨物運送業

5 重点取組事項

死亡災害発生状況から、以下の事項を重点取組事項とする。

- ① 墜落・転落災害の防止
高所作業では、作業床（足場）・囲い・手すり等を設置し、それらの措置が困難な場合は安全带（命綱）を使用する等の措置を講じること。
- ② 機械災害の防止
クレーン、建設機械等の機械・設備については、点検・整備を行って安全装置等を有効に保持するとともに、安全な方法によって作業・操作し、本来の用途以外には使用しないこと。

③ 交通労働災害の防止

交通法規を守るとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(厚生労働省公表、平成25年5月最新改正)を参考に取り組みを実施すること。

④ 過重労働による健康障害の防止

労働時間を正確に把握し、長時間労働を削減する等適正に管理すること。

6 具体的取組事項

(1) 関係行政機関及び各関係団体に対する労働災害防止の要請

管内の地方公共団体、労働災害防止団体、商工会議所・商工会、労働保険事務組合及び重点業種に係る業種の団体等に対し、労働災害防止に係る要請を行う。

(2) 事業場に対する監督指導等の強化

死亡災害が多発している建設業を中心に、重点取組事項等の労働災害防止を主眼に監督指導を実施する。

また、重点業種以外の事業場に対する監督指導、個別指導においても、重点事項について積極的に指導する。

(3) 集団指導の実施

建設業、社会福祉施設及び道路貨物運送事業に対し、重点取組事項を主な内容とする研修会等の集団指導を実施する。

(4) 関係団体等との連携

公共工事発注機関(地方公共団体等)や労働災害防止団体が実施するパトロール等の関係団体等が実施する行事に積極的に参加し、労働災害防止を指導、啓発する。

(5) その他

あらゆる機会を通じて、労働災害防止を指導、啓発する。